

法の目的

- ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）は、ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする。

つきまとい行為に関する規定

<つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の禁止>

つきまとい等又は位置情報無承諾取得等（以下「つきまとい行為」という。）をして、相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせることの禁止（第3条）

※ つきまとい行為を反復して行う行為は「ストーカー行為」として直罰（1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金）

<つきまとい行為やストーカー行為を行った者に対する措置>

つきまとい行為の行為者が更に反復して当該行為をするおそれがあるときは、以下の措置を講ずることができる。

- ・ 警察本部長等による警告（第4条）
- ・ 都道府県公安委員会による禁止命令等（第5条）

※ 禁止命令等違反によりストーカー行為をした者は2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金

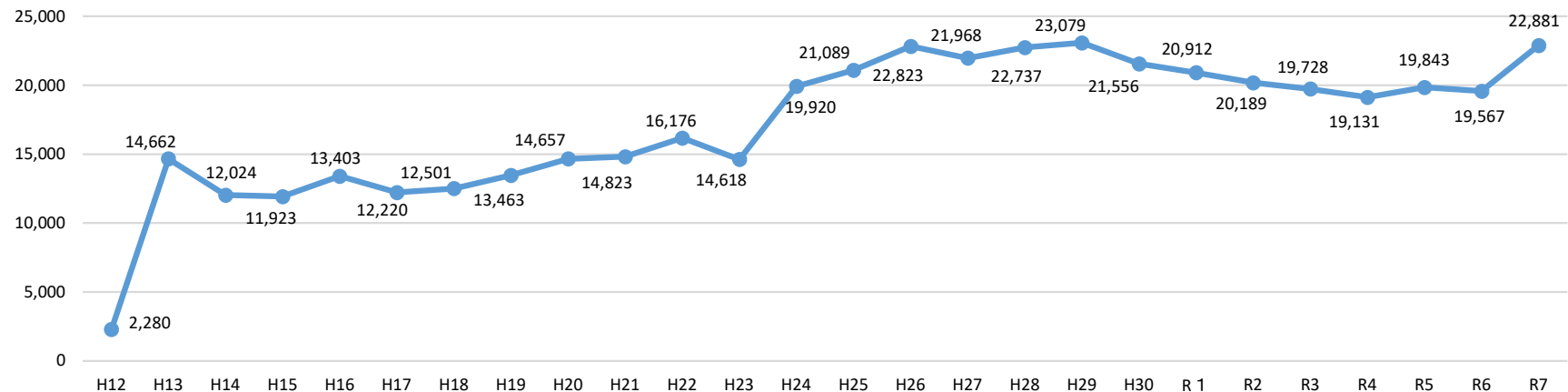
規定の趣旨

- 法第3条の規定に違反する行為の相手方の保護の徹底を図るため、刑罰権の行使による事後的処罰のみならず、国民に危害が及ぶ前のできる限り早い段階で警察等が積極的な措置を講じることが求められることを踏まえ、ストーカー行為をした者等を直接に処罰の対象とするとともに、法又は他の刑罰法令に規定する罪に至らない段階においても、相手方に不安を覚えさせるような方法により行われる社会的に逸脱したつきまとい行為の行為類型を捉え、警告や禁止命令等を行うことができるようにしたもの。

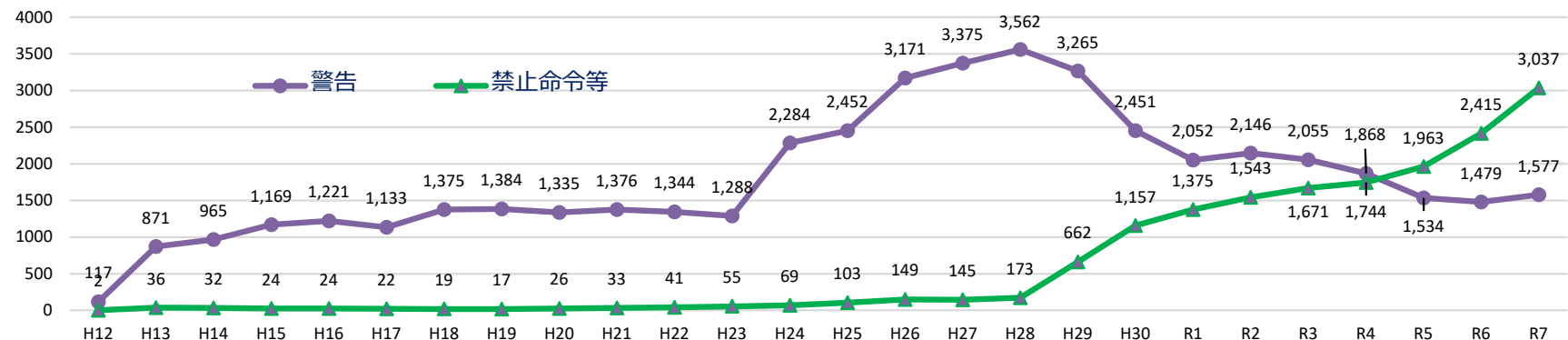
ストーカー事案に係る統計

- 令和7年中において、ストーカー事案の相談等件数は22,881件（前年比3,314件（16.9%）増）と依然として高い水準で推移している。
- こうした相談等により警察がストーカー事案を認知した場合、危険性・切迫性の評価が行われ、第一義的には**検挙措置による加害行為の防止を図る**。
- 検挙された者が拘禁刑を終了して釈放されるなどした場合や、検挙措置に至らない場合でも、法の要件に該当する場合には、法に基づく**最も重い行政措置である禁止命令等により再発防止を図っている**。
- 令和7年中の禁止命令等の発出件数は、3,037件（前年比622件（25.8%）増）と過去最多を記録した。

ストーカー事案の相談等状況



ストーカー規制法に基づく警告・禁止命令等の実施状況



被害者保護に係る現行の施策とその課題

現状の被害者保護措置

- 被害者を安全な場所に速やかに避難
- 110番緊急通報登録システム（事前に電話番号を登録することで、110番通報時に相談履歴等を警察が把握できるシステム）への登録
- 緊急通報装置（ワンタッチで110番通報できる装置。そのGPSの位置情報をもとに警察官が出動可能。）の貸出し
- 緊急時のホテル等への一時避難（公費負担）

課題

- 110番緊急通報登録システムや緊急通報装置は、被害者が加害者の接近・接触に気付いた後でなければ機能しない。
- ホテル等を利用したとしても、緊急の場合の一時的な措置にとどまり、恒常的に身を隠すことができない。

加害者対策に係る現行の施策とその課題

現状の加害者対策

- 検挙措置、禁止命令等
- 治療・カウンセリングの受診等勧奨
 - ・ 治療・カウンセリングの必要性について地域精神科医等の助言を受け、行為者に受診等を勧めているなど、地域精神科医等との連携を推進
 - ・ 令和6年3月からは、受診等働き掛けの対象を禁止命令等を受けた者全員に拡大

課題

- 令和4年7月から令和7年6月までの3年間に禁止命令等を受けた者6,548人のうち、497人（約7.6%）はその後再発*しており、大多数は禁止命令等によりその後ストーカー行為等を行うことはないものの、1割弱の者については禁止命令等のみでは十分な再発防止効果を得られていない。
- 単純な受診等の働き掛けでは治療・カウンセリングの受診等につながりにくい。
- 禁止命令等を受けた者のうち、警察による受診等勧奨を受けて、令和7年中に治療・カウンセリングにつながった者は147人（令和7年中に禁止命令等を受けた者は3,037人）にとどまる。

* 再発： 対象者が、禁止命令等期間中に、同一被害者に対し、再度、つきまとい行為によりストーカー規制法の罪に当たる行為をした割合

池袋商業施設ストーカー殺人事件

令和 8 年 3 月、東京都豊島区において、ストーカー規制法等により刑事罰を科せられ、さらに禁止命令等を受けていた男性（治療・カウンセリングの受診等も拒否）が、その被害に遭っていた女性を殺害する事案が発生。

【事案概要】

被害者と加害者は交際関係にあったが、交際が解消された後、加害者がつきまとい行為を行うようになった。

令和 7 年 12 月に被害者から警察に相談があり、聴取後被害者を自宅に送り届けたところ、加害者が被害者の自宅を注視して待ち伏せしていたことから、警察は加害者をストーカー行為罪（法第 18 条違反）で逮捕。待ち伏せ時の車内に果物ナイフを所持していたことから、令和 8 年 1 月に銃砲刀剣類所持等取締法違反で追送致。同月、性的姿態撮影等処罰法違反で再逮捕。罰金 80 万円で略式起訴・釈放された令和 8 年 1 月 30 日の前日には、緊急の禁止命令等を実施。しかしながら、同年 3 月、加害者は禁止命令等に違反し、被害者の勤務先に押し掛け犯行に及んだ。

緊急対策

令和 8 年 7 月 28 日、犯罪対策閣僚会議において「**詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策**」が決定

(1) ストーカー被害者の保護措置の強化

ストーカー事案においては、被害者に対する強い執着心や支配意識が危害意思に転換し、警察による検挙や禁止命令等を顧みず、加害者が大胆な犯行に及ぶこともある。こうした重大事件を防止するため、従来の対策に加え、被害者が危険性の高い加害者の接近を把握し、接触を回避することができるようにすることにより、被害者保護を強化することが求められている。

一定の加害者への G P S 機器等の装着により、加害者が被害者等に接近した場合に被害者等に通知される仕組み等の新たな被害者保護措置の導入に関し、諸外国の制度、技術上及び運用上の課題等も含め、早急に検討を進める。その際には、法務省における仮釈放中の性犯罪者等を対象とした保護観察処遇における G P S 機器の活用に係る検討状況も参考にする。

(2) ストーカー加害者対策の強化

警察では、加害者に対して行為のエスカレート防止に資する治療・カウンセリングを受けるよう働き掛けているものの、実際に受診等に十分に結びついていない。このような状況を早期に改善すべく、受診率等の向上に資する取組を推進するとともに、**新たに、一定の加害者に治療・カウンセリングの受診等を義務付ける仕組み等の導入**について、関係省庁が連携し、諸外国の制度等も参考にしつつ、受け皿となる医療機関等の確保等も含めて検討を行う。

また、刑事施設等における特別改善指導や専門的処遇プログラムの中で、ストーカーに対応したプログラムを早期に整備する。

治療・カウンセリングの受診等を義務付ける仕組み等の導入

- 治療・カウンセリングの義務付けの必要性・許容性
 - ・ 治療を本人の同意なく義務付けることの妥当性
 - ・ 心理師等実務家によるカウンセリング等を本人の同意なく義務付けることの妥当性
- 義務付けの内容

GPS機器等の装着による接近通知の仕組み等の導入

- 装着の必要性・許容性
 - ・ 装着の対象者
 - ・ 装着の手続
 - ・ 装着の決定に係る第三者機関（裁判所等）の関与の必要性
 - ・ 被害者保護と加害者の人権制約のバランスを考慮した制度の在り方
- 装着に係る制度の実効性の担保

論点①

- 治療・カウンセリングの義務付けの必要性・許容性
 - 治療を本人の同意なく義務付けることの妥当性
 - 心理師等実務家によるカウンセリング等を本人の同意なく義務付けることの妥当性

論点②

- 義務付けの内容
 - 回数、内容
 - 実施主体、委託先
 - 義務付けの担保（義務に従わない場合の罰則）
 - 義務付けの対象者